

(受理番号)	30-2	(受理年月日)	平成30年6月15日
件名	請 願		
	豊島の太陽光発電設置予定地の災害防止策等を求めることについて		
要旨	<p>成和商事株式会社が所有し、合同会社フォレストエナジーが太陽光発電を計画している小豆郡土庄町栄山2938番地では、産業廃棄物を不法投棄していることが発覚し、平成29年10月25日に豊島住民により刑事告発を行った。現在、香川県の指導が入り、香川県及び土庄町職員の随時立ち会いの下、廃棄物の撤去が行われている。私たちは、全ての廃棄物が完全に撤去されるよう、毎日現場に立ち監視を続けている。県は十分な検査をしていただきたい。</p> <p>この土地の産業廃棄物を含む泥土は、極めて軟弱で、粘土のように見られ、雨で簡単に流亡する。三段目の法面は雨で崩れ、二度にわたって環境省から回復の指導を受けており、産廃撤去とともにその回復を行っているところである。</p> <p>国土交通省の「発生土利用基準について」によれば、この土地の土砂は、泥土に該当し、土壌改良などの何らかの対策を講じないと利用できない土壌である。このようなもろい泥土の地盤をそのままにして、その上に太陽光発電所を建設することは、にわかに信じがたく、少なくとも例えばコンクリート擁壁を作るなどの流亡崩落の防止措置が必要であり、その上に土壌改良が必要だと考えられる。しかし、経済産業局は、このような状況にあっても設置業者任せで何の指導も行わない。</p> <p>現況のまま発電施設が建設された場合は、降雨による地盤の経年劣化等により、土石流災害、太陽光発電施設の崩壊等が起これ、環境破壊・環境汚染に結びつく可能性が極めて高いと考える。</p> <p>については、香川県議会として、香川県がこの土地に盛土した泥土が災害に耐えうる土質であるかを調査し、関係機関にその対策を要望するとともに、事業者に対して災害予防策の徹底を指導することを求める。</p>		